

別紙

No.	評価項目	定義等
①	1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている指定年度の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②	未利用エネルギー活用状況	<p>指定年度の未利用エネルギーの活用状況は、次の計算式による値。</p> $\text{未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) } \div \text{供給電力量(需要端)} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ul> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工場等の廃熱又は排圧</li> <li>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</li> <li>③ 高炉ガス又は副生ガス</li> </ul> <p>3 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 指定年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③	再生可能エネルギー導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は次の計算式による値。</p> $(①+②+③+④+⑤) \div ⑥ \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）</li> <li>② 指定年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）</li> <li>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</li> <li>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</li> <li>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</li> </ul>